

枚方市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年（2022 年）3 月 29 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	松 岡 ちひろ
同	丹 生 真 人

1. 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部 健康福祉総務課
 地域健康福祉室
 新型コロナワクチン接種対策室
 福祉指導監査課
福祉事務所
 保健医療課
 保健衛生課
 保健予防課

(2) 対象事務

令和3年度（2021年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和3年（2021年）12月1日（水）～令和4年（2022年）3月28日（月）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[健康福祉総務課]

○枚方市立総合福祉会館に係る事務処理について

枚方市立総合福祉会館の備品管理については、所管課である健康福祉総務課において財務会計システムに登録等を行うこととなっているが、実際に保有する備品との照合が行えておらず、差異が発生していた。同会館における使用料の徴収においては、翌日までに指定金融機関へ納付することが委託契約書に明記されているが、記載どおりの取扱いがされていなかった。また、使用料の減免については、市の規則や事務決裁規程上、利用者から提出された減免申請書を指定管理者から所管課に回付し、所管課で減免の決定がなされることになっているが、当該申請書は同課に回付されておらず、決裁手続きが行われていなかった。

減免における事務処理については、これまでから再三にわたり他の施設においても同様の事案が発生しており、令和元年12月には各部長宛てに注意喚起の通知を送付しているにもかかわらず、事務改善が行われていないことは非常に遺憾と言わざるを得ない。

今後、同様の事例が再び発生することがないように、規程や契約書等を再度確認するなど、適切な事務処理を行うよう強く要望する。

[地域健康福祉室（長寿・介護保険担当）][福祉指導監査課]

○介護給付費の過誤調整・再審査整理等に関する事務処理について

会計検査院による令和3年次会計実地検査において、平成28年4月から令和2年3月の期間に介護報酬を過大に算定していた介護保険サービス事業所が判明し、福祉指導監査課は令和3年5月に事業所による自主点検結果及び概算返還額の報告を受けた。

その後、令和3年10月に事業者から長寿・介護保険担当へ過誤申立依頼書が提出されたが、福祉指導監査課に提出された自主点検結果等の情報共有が図られておらず、介護報酬返還請求権の消滅時効は5年であることから、過払いとなった介護給付費の一部は既に消滅時効が完成していると判断し、事務手続が進められていた。

今回の事例については、調査の過程で時効の更新を確認し、全額返還を受けることとなったが、今後、速やかな情報共有のルール化に取り組むとともに、会計実地検査等において過誤調整・再審査整理があった場合には、消滅時効完成による損失が生じることのないよう適切な事務の執行に努めるよう要望する。

[地域健康福祉室（健康増進・介護予防担当）]

○地域包括ケアの推進に向けた元気づくり・地域づくりプロジェクトについて

元気づくり・地域づくりプロジェクトは、小学校区を単位とした元気づくり・地域づくり会議（第2層協議体）と、市全体の見地から第2層協議体の活動を支援する第1層協議体を設置し、継続した介護予防の取組の推進、地域の支え合いの体制の整備、高齢者自身の役割や生きがいの獲得につなげていくものであり、同会議の体制整備については事業委託により実施している。

同会議は、令和4年2月現在で45小学校区中42小学校区に設置されているが、コロナ禍により事業実施が困難な状況が続く中、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が事業内容となっているため、報告書の内容や活動実績にかかわらず、各校区同額の委託料が支払われている。

今後、活動自粛を余儀なくされ、これまでの活動の広がりが中断されている校区への支援体制の整備も必要となることから、報告書記載内容の充実にも努めるとともに、事業実施のインセンティブについても検討を行い、より一層、適切な事業執行に努めるよう要望する。

[地域健康福祉室（母子保健担当）]

○産後ママ安心ケアサービス（枚方市産後ケア事業）に係る事務について

母子保健担当では、出産後の心身ともに不安定になりがちな時期に母子のサポートを行うために、産後ママ安心ケアサービス（枚方市産後ケア事業）を実施している。

同サービスを利用できる日数に上限が定められている中で、実際の利用延べ日数より

少ない日数で利用承認決定通知書が利用者に送付されていた事例があった。

今後は、誤った情報により利用者に混乱が生じることがないようにチェック体制を整え、適切な事務を行うよう要望する。

○母子保健担当における事務処理について

母子保健担当では、施設内での拾得物について、民法の消滅時効 10 年を基本に事務室内の金庫で保管した上で処理を行ってきたが、本来拾得物は遺失物法に基づき、所管警察署への提出が義務付けられており、長期間誤った見識で処理されてきたことは不適切と言わざるを得ない。

今後、法令等に基づき、適切な事務処理を行うよう強く要望する。

[新型コロナワクチン接種対策室]

○新型コロナワクチン接種事業について

新型コロナワクチン接種については、令和 3 年 2 月に臨時組織を立ち上げて以降、協力医療機関等との連携、ワクチン取扱いに係る注意喚起、高齢者に配慮した簡便なワクチン接種予約手法、接種対象年齢の変更に伴う周知など、市民が接種しやすい環境整備に努めながら、現在も 3 回目の接種への取組が進められている。

今後も引き続き、市民の命と健康を守るという強い思いのもと、希望されるすべての市民が安心してワクチンを接種できるよう、一層の接種環境の向上に努めるよう要望する。

[福祉事務所（健康福祉総合相談担当）]

○生活困窮者の自立支援について

健康福祉総合相談担当では、生活困窮者に対し自立に向けた包括的な支援を行っている。近年の社会経済の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、支援を必要とする市民等の増加が見込まれる状況である。

今後も引き続き、相談者の生活の困りごとや不安の相談に丁寧に対応し、個々の状況に応じて関係部署、関係機関との連携を図りながら、市民等に寄り添った支援を行うよう要望する。

[福祉事務所（障害福祉担当）]

○日中一時支援事業に係る事務処理について

障害福祉担当では、日中における障害者又は障害児の活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や一時的な休息を図るため、日中一時支援事業を委託により実施しているが、同事業の仕様書で定められた時間帯を超えて利用されている事例が見受けられた。

今後は、利用状況を十分に把握し、必要に応じて仕様を見直すなど、より適切な事業実施となるよう要望する。

[福祉事務所（生活福祉担当）]

○遺留金の取扱いについて

生活福祉担当では、身寄りのない方が亡くなられた場合、その方の遺留金を一時的に保管することになっているが、そのほとんどが少額であることや、相続人等が不在又は不明のため処理できず、保管が長期間となっているものが多数見受けられた。

このような状況の中、令和2年の生活保護法施行規則の一部改正により、遺留金については、一定額の予納金が必要となる相続財産管理人の選任によりがたい場合には、供託することが可能となった。

今後は、保管している遺留金の処理について早期解決が図れるよう、供託制度の積極的な活用に向けた検討を進めるよう要望する。

[保健予防課]

○新型コロナウイルス感染症対策事業について

保健予防課では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、主に発生届の受理、疫学調査、健康観察業務を担当しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保健所全課で役割を分担して対応するとともに業務の一部をアウトソーシングするなど感染拡大状況に応じた対応を行っている。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、職員の健康管理には十分に留意しつつ、市民の命と健康を守るため、引き続き新規感染者や療養者などへの適切な対応、支援に努めるよう要望する。

[保健医療課]

[保健衛生課]

特に指摘すべき事項はなかった。